

米州集団安全保障政策の開始と

二つの米州会議（一）

蔵 重

毅

目 次

- 一、序 言
- 二、初期善隣政策の概要
- 三、ブエノス・アイレス特別汎米会議（一九三六年十二月）
- （一）米国の主導とその意図（以上本号）
- （二）ラテン・アメリカ諸国の対応（以下第六卷二号）
- （三）米国の世界政策とブエノス・アイレス会議
- 四、米国の政策の進展とラテン・アメリカ諸国の条件
- 五、リマ第八回汎米会議（一九三八年十二月）
- 六、結 語

一、序 言

米国は第二次大戦前、国際情勢の危機的進展にそなえるため米州諸国間に一致、協力をもたらそうとして、自ら「米州連帯政策」とよぶラテン・アメリカ政策を展開しはじめた。本稿は、この「米州連帯政策」の政治的側面を、一九三六年、一九三八年の両年に開催された二つの汎米会議（正式名は米州諸国国際会議）において米国が提示した米州集団安全保障体制の設立という問題を検討することによって、考察しようとするものである。筆者は別稿でそれぞれの研究者が第二次大戦期の米国のラテン・アメリカ政策を分析する際に依拠する基本的視点について、「ニュー・レフト」グループと呼ばれる一群の修正主義的歴史家を中心にとめてみた。⁽¹⁾そこで扱ったのは「視点」であり、彼らの「結論」については直接ふれなかった。ここで、その結論に若干ふれて別稿を補足しつつ、本稿の問題提起を行いたい。

ニュー・レフトの歴史家たちはこの時期の米国とラテン・アメリカ諸国との間の関係を、米国外交の基本的動機である「経済的膨脹」とそれに対立するラテン・アメリカ側の「革命的ナショナリズム」という二つの要因を設定することによって分析しようとした。米国は自由主義国際経済路線を前提に据えつつ、経済援助の供与・停止など

の経済的手段をラテン・アメリカ各国別使用するとともに、多国間（汎米的）経済機構を設立し、それを實質的に掌握することによってラテン・アメリカの革命的ナショナリズムに対応した。その結果、米国—ラテン・アメリカ間の垂直分業体制の維持・確立、あるいはラテン・アメリカ経済管理体制の強化・独占を果したというのが彼らの主たる論点であった。そのうえで、第二次大戦という西半球外的条件が副次的要因として示され、ラテン・アメリカ諸国が政治的・軍事的には米州集団安全保障体制に、経済的には戦時経済体制に組み込まれてゆく状態が指摘された。こうして、たとえばL・C・ガードナーが「非公式の帝国、あるいは勢力圏を形成してゆく過程としてみるなら、善隣政策はかつてなかったほどの進展をもたらした」というごとく、この時期のラテン・アメリカ政策を勢力圏の最終的確立期にあたるとするのが彼らの包括的な結論である。

では、ニュー・レフト史家以外の研究者が出す結論はどうであろうか。彼らはニュー・レフト史家のように経済的膨脹を米国外交の基本的動機として設定するわけではないから、それと緊張関係にあるラテン・アメリカ側の革命的ナショナリズムを中心に据えることはない。したがって、米国がこの期間にラテン・アメリカとの間の垂直分業体制を維持・確立したとか、その革命的なナショナリズムを主体的に抑圧していったという見解は出てこない。しかし重要なのは、彼らにしても包括的結論としては何らかの形で勢力圏の最終的確立といった問題にふれざるを得なくなっていることである。たとえばD・M・ドーツァーは、戦争遂行のために必要とした米国の「圧倒的な力」の行使が善隣政策の前提である不干渉の原則をくづしたのだという見方にたち、ニュー・レフトのように革命的ナショナリズムの積極的抑圧という見解は出さないのであるが、この時期に「ラテン・アメリカの人々が経済的、

心理的、政治的に米国の外交政策圏に強制的に投じられ⁽³⁾ることになったたありさまを綿密に追っている。また、R・H・ワグナーも同様に「戦争の結果」と規定し、ニュー・レフト史家とはちがって西半球外的条件を主たる要因とみるのであるが、やはり、「米国はラテン・アメリカ全域にたいする影響力の實質的独占状態をはじめて獲得した⁽⁴⁾」という。

ニュー・レフト以外の研究者も以下に簡単に記すようなこの期間内の諸事実にふれざるをえず、その結果、「勢力圏」なる用語を使用するかどうかは別にしても、米国がこの時期にラテン・アメリカ地域にたいする影響力行使の地域的範囲を拡大し、その内容においても格段の深化を果したことに言及せざるをえないのである。すなわち、第一に影響力の内容であるが、まず経済的側面では、この時期にラテン・アメリカ諸国の米国系企業の数はいばく倍増したし、輸出入関係で米国の占める割合も戦前には共に三割余であったのがそれぞれ五割、六割に拡大している。これらの数字のうらには、米国が参戦する時期までのラテン・アメリカ諸国をめぐるヨーロッパ諸国、とりわけドイツとの間に展開された激烈な経済競争(後に述べる互惠通商政策やラテン・アメリカ諸国の航空会社の支配権争奪戦)や、戦後まで継続する南部南米諸国におけるイギリスとの角逐がある。またラテン・アメリカ諸国にたいする二国間の開発援助がはじまり、インター・アメリカン的には、米州財政経済諮問委員会、米州銀行、米州開発委員会が創設される。次に、政治的・軍事的側面では、米国の参戦を待たずしてそれまでラテン・アメリカ諸国においては主流であったドイツ、イタリアの軍事顧問団が姿を消し、米州顧問団がそれに代っている。また、ラテン・アメリカ諸国との間には基地借款協定、武器貸与協定が結ばれた。米国はこれらの政治的・軍事的問題をインター・

アメリカン・システムのなかで統一されたものとして押し進める。つまり、本稿で扱う二つの会議にはじまり、一九三九年のパナマ第一回外相会議、一九四〇年のハバナ第二回外相会議、一九四二年のリオ・デ・ジャネイロ第三回外相会議、一九四五年のチャルテペック会議へと進むうちに、米州集団安全保障体制を積極的に組み上げてゆく。更に、文化的側面においても数多くの文化交流計画が実施されるが、それは枢軸諸国のラテン・アメリカ諸国にたいする宣伝攻勢に対抗する意味をもっていた。第二に、影響力行使の地域的範囲の拡大である。従来、経済的にイギリスの「周辺国」といわれていたアルゼンチンなど南部南米諸国はヨーロッパ諸国との結びつきが強く、政治的・経済的に米国から比較的独立した立場を維持してきた。これら諸国は戦時経済体制下において米国との経済関係が強化され、集団安全保障体制に組み入れられることによって政治的にも以前のような対米独立性を弱体化させてゆく。対枢軸国参戦をしるアルゼンチン、チリなどは長期にわたる実質的干渉を受けている。

ヴィクター・パードが「戦後の風景はワシントンがムチを鳴らせば全(米)大陸がこれに応ずるといふところだ」⁽⁵⁾と形容するのはいささか誇張だとしても、一九四五年の国連創設ワシントン会議に二〇票のラテン・アメリカブロック票をたづさえて乗り込んだのは客観的事実である。上記した簡単な諸事実に何らかの形でふれざるをえない研究者たちが、包括的結論として、この時期に米国がラテン・アメリカ諸国にたいする影響力行使の範囲を拡大しその内容を格段に深めたとしているのはむしろ当然であろう。したがって、問題はその勢力圏の構造であり、それを把握することによって「勢力圏」の概念が正確に規定されよう。いいかえれば影響力行使の種類・深さとその範囲を確定することが必要である。その際、ニュー・レフトがなしたように、ラテン・アメリカの革命的ナショナルイズ

ムと米国の経済膨脹の動機とを主たる要因として分析することによって、勢力圏の範囲の拡大と内容の深化の過程がより良く把握できるのか、それともニュー・レフト以外の論者がなすように、第二次大戦という西半球外的条件を重視することによってそれをより良く把握できるのか。あるいは第三の視点が必要なのか。しかし、この問題への解答は上記の諸事実を一つづつ検討する作業とともになされるべきものである。ここではまず、筆者にとっての基本的仮説としてこの時期のラテン・アメリカ政策は勢力圏確立の最終段階にあたるという立論をなしうることを確認しておきたい。

さて、本稿で扱う二つの会議において、長いパン・アメリカニズム運動のなかでそれまでは政治的問題を極力回避してきた米国がはじめて自ら集団安全保障体制という政治的問題をもち出した。そこで次のような問題を提起できらるであろう。つまり、米国はこの会議において勢力圏確立の最終段階をその政治的側面から準備しはじめたのではないか。このように本稿は筆者の基本仮説の一部を検討しようとするものである。もしそれがなされたら、次の三つの付随的効果を生むであろう。第一に、筆者は基本的にはニュー・レフトの視点と勢力圏の最終的確立期であるとはつきり言い切る彼らの結論が重要であると考え、彼らはラテン・アメリカ諸国に内在するナショナルリズムを重視するため、西半球外的要因を二義的に扱う傾向にあった。とくにそれが政治的・軍事的要因であるときはそうである。しかし、勢力圏は圏外的要因と圏内的要因との相互作用の結果生れるものであって、西半球外的要因に密接に結びついて生れた集団安全保障体制がもつ機能にたいして、それが革命的ナショナルリズムに対応するための政治的基盤として作用するという点からも、正当な評価を与えることが必要である。勢力圏の構造を考えるばあ

い、ニュー・レフトがほとんどふれることのない両会議を検討することは重要だと思われる。第二に、善隣政策について広く行われている時期区分を若干修正できるであろう。別稿で示したように、多くの論者は一九三九年にヨーロッパ大戦が勃発した時期を区分点として、それ以前を不干渉原則の受入れとその実施という「過去の清算」を中心とした善隣政策の消極的な側面を表わす時期とし、それ以後を世界的規模で、また西半球内で枢軸国勢力に対抗すること（加うるにニュー・レフトにあつてはラテン・アメリカの革命的ナショナリズムへの対応）の必要性から、ラテン・アメリカ諸国により積極的なはたらきかけを行つていく時期とするのである。もし、一九三六年のブエノス・アイレス会議を上記のように位置づけることができれば、善隣政策の積極的な側面は一九三九年以前に、あるいは消極的側面と併行しながら開始されていたとすることができるであろう。第三に、直接扱うのは米州集団安全保障体制の出発の様相にすぎないが、大戦中に拡充され一九四七年にリオ条約として確立する体制に内在する問題の基本的パターンをそこから抽出することが可能であろう。

本稿では一九三六年までの善隣政策の流れを簡単に追つたのち、ブエノス・アイレス会議にのぞんだ米国の意図をやや詳しく検討し、それについてラテン・アメリカの諸国の態度について若干の一般化を行なう。次にブエノス・アイレス会議が米国の国際政策のなかでいかなる位置を占めたかをみる。更に一九三六年から一九三八年にいたる時期の米国の世界政策、ラテン・アメリカ政策を追い、一九三八年のリマ会議についてはブエノス・アイレス会議の分析からえた一般化の枠組を基準に検討する。また両会議で示されたラテン・アメリカ諸国の態度を生み出すラテン・アメリカ諸国のそれぞれに個々の条件をアルゼンチン、ブラジルなど主要国を中心にみてみたい。

- (1) 拙稿、第二次大戦期における米国のラテン・アメリカ政策(一)、神戸学院法学、第三卷二・三号、頁一〇九—一四九。尚以下にのべる各研究者の所論についてとくに引用箇所を示さないばあいは全て上記拙稿を参照。
- (2) Gardner, L. C., *Economic Aspects of New Deal Diplomacy* (U. of Wisconsin P., 1964), p. 63
- (3) Dzer, D. M., *Are We Good Neighbor? : Three Decades of Inter-American Relations, 1930-1960* (U. of Florida P., 1961), pp. 107, 195, 38-273
- (4) Wagner, R. H., *U. S. Policy Toward Latin America : A Study in Domestic and International Politics* (Stanford U. P., 1970) p. 16
- (5) Perlo, V., *American Imperialism*、邦訳、堀江忠男訳、アメリカ帝国主義(三一書房、一九五三)、頁一九二—一九三。

(補注)

両会議で明らかになった米国の政策について現在までにどのような研究がなされており、筆者がそれになにをつけくわえることができるのかを明示するためには、利用した資料についての注は厳正でなければならぬ。直接、間接に利用したものは数十にのぼるが、最初にそれらをいくつかのグループに分けて簡単に言及しておきたい。本文の注において引用箇所ほか特記しないものについては以下のことを考慮されたい。

- ① 2つの会議そのものに最も多くのスペースをさいているものとして、トラヴィス (M. B. Travis) とスミス (O. E. Smith) の研究—資料名は本文の注を参照(以下同様)—の研究が挙げられる。どちらもやや古い時期に書かれた *Doctoral Dissertation* の一部を両会議の分析にあてているのだが、当時入手できた第一次資料を十分に使ったレベルの高いものである。ただトラヴィスのものはどちらかといえば事実列挙型のもので、集団安全保障体制設立に示される米国の意図について十分な分析を加えていない。スミスのものはパン・アメリカニズム運動の中で米国の最大の敵手であったアルゼンチンについての研究であるため、トラヴィスのものよりもその点の検討はやや多い。

② 上記二者のようにスペースをさかないが、米国のラテン・アメリカ政策を扱うなかで相応の記述をなしているものは、ミーチャム (J. L. Mecham)、『ウッド』 (B. Wood)、『ベニス』 (S. F. Bemis) の研究の他多数ある。これらのうちの多くはトラヴィスのもと同様、米州諸国間の連帯・協力といった側面をやや当然視する傾向にある。

③ ニュー・レフトの歴史家は両会議にほとんどふれていない。そのきわめて少ない言及の中でどのような把え方をしているかが筆者にとっては重要な示唆となる。

④ ラテン・アメリカ諸国の研究者のもので筆者が入手できたものは、バスとフェリアリ (A. C. Paz y G. Ferrari) のものやイバルグリーン (C. Ibarra) のものの他多数にのぼるが、残念ながらこれらのもの多くは通史であり、この会議について第一次資料を十分に使用した研究は含まれていない。したがって彼らが米国の研究者とはちがった視点にたっているばあいには、その視点をどう理解するかが重要となる。

⑤ ランガーとグリーンソン (W. L. Langer and S. E. Gleason) など、ラテン・アメリカ政策でなくこの時期の米国の世界政策全体を扱いながら両会議にも簡単にふれたものは多い。彼らが世界政策を分析する際の視点そのものを考慮したうえで米国の米州集団安全保障政策と世界政策との関連を検討する際に参考になる。

⑥ 当時の米国の雑誌には両会議に関する論文が数多く発表されている。これら全部が学問的に重要というわけではなく、会議に米国代表の一員として出席した者の手になる数篇をむしろ第一次資料的に使用した。

⑦ ①～⑥の研究がほとんど扱っていないが、しかし本稿の一部分を構成する問題—たとえばラテン・アメリカ諸国のものつ個有の条件—について参照すべきものは多数にのぼるが、簡単なコメントには適さない。

⑧ 若干のラテン・アメリカ諸国の政府文書を含めこの両会議に関する第一次資料を相当程度入手できたことは幸いであった。

二、初期善隣政策の概要

一般にF・D・ローズヴェルトの善隣政策の前半における柱は二つあるとされている。一つは不干涉政策であり、他の一つは互惠通商政策である。この二つについて一九三六年の会議までの概要を示しておこう。

カリビヤ諸国の政情不安、ときには全くの混乱状態にたいする「習慣的なほとんどの自動的な反応」⁽¹⁾であった米国の武力干涉政策は、クーリッジ政権（一九二二—一九二九）の末期からフーバー政権（一九二九—一九三三）にいたって修正されはじめた。ローズヴェルトは一九三三年三月四日その就任演説において、米国の世界政策は各国家の権利を互いに尊重し合う「the policy of the good neighbor」⁽²⁾だとし、その「善隣政策」なる語を公式に使いはじめた。⁽²⁾そして四月一二日のパン・アメリカン・デイにはワシントンのパン・アメリカン事務局の特別会期に出席して、ラテン・アメリカ諸国の外交官の前に「善隣」は米州諸国間にこそ最もよくあてはまるのだと演説した。⁽³⁾ここに「善隣政策」はもっぱら彼の対ラテン・アメリカ政策に冠せられることになった。この年の一二月にモンテビデオで開かれた第七回汎米会議では、その第八条に「いかなる国も他国の国内的国外的問題に干渉する権利をもたない」と記す「諸国家の権利・義務に関する協定」⁽⁴⁾に調印し、米国政府は不干涉原則を一応公式に受入れた。しか

し、米国は不干渉原則を一応受容することによって、より戦略的な行動に転換しはじめたとみるべきであって、米国とラテン・アメリカ諸国との間の問題がこれによって解決したわけではもとよりない。

第一に、米国はこの協定の調印の際に、協定の解釈について意見の相違が生じたばあいにはローズヴェルト就任以来米国政策が行った政策表明と一般に認められた国際法の諸原則、諸政策に従うとの留保を付した。これによって米国は次の二つの点で譲歩をしていないことになる。⁽⁶⁾まず、いかなる場合にも武力干渉を放棄したのかという問題であって、たとえば、ラテン・アメリカ諸国に在任する米国市民の生命・財産の保護のためには、あるいは、自国の重大な安全保障上の考慮によっては武力干渉がありうることを示している。次に、いかなる形の干渉をも放棄したかという問題であって、米国の単独干渉ではなく共同干渉という形式、あるいは武力行使以外の影響力行使の方法である経済的圧力、外交的干渉などは当然ありうる。これらの問題は将来にわたってラテン・アメリカ諸国との間にまさしく「意見の相違」の生じるものであった。米国は一九三六年の会議までにはキューバ、ハイチ、ニカラガとの関係において、また一九三七年以後第二次大戦が終るまでにはボリビア、メキシコ、ヴェネズエラ、チリ、アルゼンチンとの関係において試行錯誤をくり返してゆく。ここでは、一九三六年の会議はその途上にあることだけを指摘しておこう。⁽⁷⁾

第二に、モンテビデオ会議では不干渉原則の受入れに際して留保を付しただけではない。米国はその見返りに自国の通商政策を会議で採択されたいくつかの決議に盛り込むことに成功した。それらの決議は国務長官コーデル・ハルの自由貿易主義を容認したものであり、米州諸国は関税障壁の低減と無条件最恵国原則とを内容とする互恵通

商協定の締結に着手すべしとするのがその骨子であった。翌一九三四年六月には大統領に通商協定締結の権限と現行関税率を五〇%以内で変更しうる権限を与える互惠通商協定法⁽⁹⁾が制定され、同年八月のキューバを皮切りに続々と各国との間に互惠通商協定が締結された。ハルの互惠通商政策は大恐慌から米国経済を再建するための対外経済政策、とりわけ市場拡大策の一つとして採用されたものであった。したがって、それは基本的には米国の強大な経済力を背景に自由貿易の原則をかかげることによって、ドイツ、イギリスを中心とする世界経済のブロック化を打破することをめざしている⁽¹⁰⁾。しかし、実際には世界経済のブロック化を打破することは不可能であり、ニュー・デール外交の指導者たちが米国経済を恐慌から回復させるための「ニュー・フロンティア⁽¹¹⁾」とみるラテン・アメリカ諸国を世界各地での経済ブロック化に対抗して米国中心の経済ブロックに組み上げてゆくことが現実的な市場拡大策であった。それ故、互惠通商政策は米国の伝統的な経済膨脹の動機を継承するなかで、一方では各国に門戸開放を迫り、他方では自国の経済ブロックを形成せざるをえないという矛盾した性格をもつものであった⁽¹²⁾。

このような米国の対外経済政策から米国とラテン・アメリカ諸国との間の関係には二つの問題が出てくる。一つは、ヨーロッパ諸国—ラテン・アメリカ—米国の三角関係において生じる。米国からすれば、ヨーロッパ諸国、とくにドイツのラテン・アメリカ諸国にたいする激烈な貿易攻勢の手段となっていた為替協定、バーター取引に代えて米国との間に互惠通商協定を締結させることである。そのための補完的手段として使用されたのが一九三四年以降の米国輸出入銀行によるクレジット供与であり、また各国にたいする政治的圧力であった。そして、この問題は、ラテン・アメリカ諸国の側からすれば実質的には経済依存の相手方としてヨーロッパと米国とのどちらを選択す

るかということであった。⁽¹³⁾ 他の一つは、ラテン・アメリカ諸国が米国の経済圏に再編成されはじめる中で、米国—ラテン・アメリカ諸国間の垂直分業体制が強化されたことからでてくる問題であり、ニュー・レフトの歴史家たちがその分析の主たる視点としたものである。⁽¹⁴⁾ ここでは、米国の門戸開放政策とラテン・アメリカの保護・統制経済政策を中心とする経済ナシヨナリズム——あるいはそれにラテン・アメリカ諸国内の社会革命がむすびついた「革命的ナシヨナリズム」——の衝突となる。

一九三六年の会議までにこの二つの問題の進展度はどうか。前者については、一九三六年末までにキューバ、ブラジル、ハイチ、コロンビア、ニカラガ、ガテマラ、コスタリカの七か国との間に互恵通商協定が結ばれた。互恵通商協定、輸銀借款、政治的圧力の三位一体政策がドイツのラテン・アメリカ進出の拠点であったブラジルにたいして用いられ、それが成功を収めたこと⁽¹⁵⁾をみても、米国の政策は効果をあらわしつつあったといえよう。しかし、その一次産品の対米競合性からむしろヨーロッパ諸国との結びつきのないアルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイなどの南部南米諸国にたいする米国の経済政策は未だ模索中であった。後者については、善隣政策以前の流れから一貫して考えるべきであろうが、一九三三年以降のキューバの例を除いては、むしろ一九三六年以後——たとえば、一九三七年のボリビア、一九三八年のメキシコによる外国石油会社国有化の例——に表面化する問題であり、それにとたいする米国の対応策——その主要なものは政治的な圧力と開発援助——はこの時点ではまだ充分検討されていないかった。

以上のように一九三六年までに、米国は不干渉原則の留保つき受入れとその試行錯誤的实施によって政治的に若

干の後退を示し、互恵通商協定政策により経済的前進を果した。そして一九三六年の会議に臨んだ米国は周知のよう
に不干渉原則を留保を付さずに受容した。この点を強調すれば、米国は政治的に一層後退したことになる。
しかし、この会議で米国がなしたのは不干渉原則の留保なし受入れだけではなかった。別の問題をこの会議で提示
したのである。C・イバルグリーンは、本稿で扱う二つの会議をさかいた、人道上の問題というきわめて抽象的な
事柄かあるいは通商上の問題についての効果をもつにすぎなかったパン・アメリカニズムが「ローズヴェルトの手
にかかって政治的効力をもつように自己変革しはじめ、その結果、米国国務長官の命令に従順な実効ある組織へと
——悲劇の前ぶれであるが——変ってくるのである」という⁽⁶⁾。もっとも彼はそれ以外に多くを語らない。彼のいう
ように米州システムの性質は変化しはじめたのか。そうであるとすれば政治的効力とは何なのか。また「ローヴェ
ルトの手の動き」にたいしてラテン・アメリカ諸国はどのような反応を示したのか。

- (1) Wood, B., *The Making of the Good Neighbor Policy* (Columbia U. P., 1961), p. 5.
- (2) *The Public Papers and Addresses of F. D. Roosevelt* (Russell & Russell, v. y.), vol. II, 1933, p. 14 (以下 FDR papers 参照)
- (3) *ibid.*, pp. 129-133
- (4) *Convention on Rights and Duties of States, The International Conferences of American States, First Supplement* (Carnegie Endowment for International Peace, 1940), pp. 121-124.
- (5) Gardner, *op. cit.* p. 47
- (6) 米国政府の資料によれば Department of State, *Foreign Relations of the United States: Diplomatic Papers* (U. S.

G. P. O., v. y.), 1933, vol. IV, pp. 1-227 中の米國代表團への訓令その他の文書を見よ。(上記資料は以下 FR を略す)。
(7) 詳細は次を参照。キーン、カウチ、ホネ、ヒヨキ、Wood, op. cit. ソー、キーン、ヒヨキ、Smith, R. F., The United States and Cuba (College U. P., 1960)°。ホリ、ソブ、メキン、ロ、ソルゼン、ソ、キリ、ヒヨキ、Gardner, op. cit., Green, D., The Containment of Latin America (Quadrangle, 1971)°。ソ、ソ、メキン、ロ、ヒヨキ、ヒヨキ、Cline, H. E., The United States and Mexico (Harvard U. P., 1953), ソ、ソ、ソ、ソ、Smith, O. E., Yankee Diplomacy (Southern Methodist U. P., 1953)°。尚、一九三六年までの不干渉政策を概括したものととして安藤次男、善隣政策の形成に関する一考察(法學論叢八九卷一號)がある。

(8) 7th International Conference of American States, Final Act, 5, 67, 68, 80, 81, The International Conferences of American States, First Supplement, pp. 20-23, 82-83, 83-84, 96, 96-97.

(9) The Reciprocal Trade Agreements Act, June 12, 1934, Goebel, D. B., ed., American Foreign Policy: A Documentary Survey, 1776-1960 (Holt, 1961), pp. 269-270

(10) 一九三六年末までにラテン・アメリカ以外で米國が互惠通商協定を締結した国はベルギー、ルクセンブルグ、スエーデン、カナダ、オランダ、スイス、フランス、フィンランド。

(11) Gardner, op. cit., p. 53.

(12) 米國の互惠通商政策の果たした役割については Gardner, op. cit., pp. 3-63, 川田侃、帝国主義と権力政治(東大出版会、一九六三)、頁二〇九—二二六、平田忠輔、善隣政策に関する一考察—互惠通商政策を中心として—(一)、(二)、同志社法學二二二、二二三号を参照。

(13) 互惠通商政策下における米國—ラテン・アメリカ—ヨーロッパ諸國の經濟關係については、楊井克己、アメリカ帝國主義史論(東大出版会、一九六五)、頁二四三—二六一を参照。

米州集團安全保障政策の開始と二つの米州會議(一)(藏重)

(14) 前記別稿参照。

(15) Gardner, op. cit., pp. 59-60

(16) Ibaruren, C., De Monroe a la Buena Vecindad : Trayectoria de Un Imperialismo (Buenos Aires, 1946) pág. 112

三、ブエノス・アイレス特別汎米会議（一九三六年二月）

(一) 米国の主導とその意図

本節では会議開催に際して米国政府の果たした主導的役割、自国案によって設立を意図する米州システムの内容、そのシステムの新しさの三点を検討しよう。このばあい、米国政府の意図する米州システムの性格は、そのシステムがどのような対外的機能と対内的機能とをもつかという視点から分析される。少なくともこれらの三点を明らかにすることが、勢力圏確立の最終段階を政治的側面から準備しはじめたとするためには、まず必要な作業である。

これまで米国は、会議が米国の干渉政策をめぐって「インペリアリスモ・ヤンキ」糾弾の場となるのをおそれ、汎米会議で政治的問題が討議されるのを極力避けてきた。とくに一九〇六年の第三回会議以来米国のこの態度は定着

した。實際一九二八年の第六回會議では結束したラテン・アメリカ諸国から一方的な非難をあびたし、一九三三年のモンテビデオ第七回會議についても当時國務省ラテン・アメリカ局長であったL・ダガンによれば、國務省の一部では會議で起る事態を予想して「招集に応じない」ことが強く主張されていたといふ⁽¹⁾。しかし、この第七回會議での譲歩とその後のカリブ海諸国からの撤兵にたいするラテン・アメリカ諸国の反応を好意的なものとは判断したローズヴェルト政府は、汎米會議における政治的問題の回避から一転して積極的姿勢に向いはじめた。定例汎米會議は五年毎に開催され、次の會議は一九三八年にベルーの首都リマで開かれることになっていた。したがって一九三八年以前に開くとなればそれは特別會議であるが、ローズヴェルト自らが開催を考え、それを受けて國務長官ハル、ラテン・アメリカ担当國務次官補S・ウェルズを中心に國務省で検討がはじめられたのが一九三五年初めであった⁽²⁾。第七回會議が一九三三年一月二月であったから、一年余の期間に米國政府は積極的姿勢に転じたことになる。米國政府はこの年の六月以降、次回定例會議開催國であるベルーを含め若干のラテン・アメリカ諸國に特別會議開催の打診をはじめた⁽³⁾。とくに、ボリビア・パラグアイ間のチャコ戦争の休戦交渉において米國はアルゼンチンとの間に激しいリーダー・シップ争いを演じていたから、この時期に米州關係に新しい懸案事項を持込んでアルゼンチン政府を刺激するのを避けつつ⁽⁴⁾、翌一九三六年一月まで諸國との間に非公式交渉を続けた。一月二一日、ボリビア、パラグアイ両國政府が捕虜交換その他を含む休戦協定に調印し、過去數年間にわたるチャコ戦争が一応の終結をむかえたのをみて、ローズヴェルトは一月三〇日、ラテン・アメリカ各政府首脳宛てに「平和維持のための特別汎米會議」開催を要求する親書を送った。ローズヴェルトは、チャコ休戦をみた今こそ「いかにすれば米州國間の平和

が最もよく守られうるかを決定する」好機であると述べ、既存の米州平和諸条約の早期批准と新しい手段の創設を要求する。⁽⁵⁾

ローズヴェルトの書簡は特別会議をチャコ戦争のような米国の利害に直接かつ重大な影響をあたえることはほとんどなくこれまでも無数にあった米州諸国間紛争を予防し、解決するシステムを検討する場であると性格づけるが、米国政府の真意はそれにとどまらなかった。ハルは回想録でいっている。モンテビデオ会議で米国とラテン・アメリカ諸国との間に新しい友好関係の基礎がつくられた、そして「次の汎米会議が一九三八年末にペルーのリマで開催され、その基礎のうえに新しい段階がつみあげられることになっていた。しかしヨーロッパとアジアが破局に向っている状況にあつて、われわれはそれまで待つことができただであらうか」⁽⁶⁾ ハルは続けて日本の中国侵略、イタリヤ軍のエチオピア侵入、スペイン内戦へのドイツ、イタリヤ、ソビエトの介入、日独の提携、国際連盟の機能マヒなどにふれる。⁽⁷⁾ 米国政府の特別会議開催の要請は、まず第一にこのような世界情勢に対応するものであった。ローズヴェルト自身も「私がこの会議を最初に指唆した時、われわれ全ては海外で生じている最近の世界情勢を憂慮をもってながめていた」と自らの書簡にコメントを与えている。⁽⁸⁾

また、米国にとつてそれらの世界情勢はラテン・アメリカ諸地域で進展しつつある状況と無縁ではなかった。米国首席代表として特別会議に出席することになったハルはいう。「今回訪問することになったラテン・アメリカは私が丁度三年前に（モンテビデオ会議への首席代表として——筆者）訪問したラテン・アメリカとはちがっている。それは、さまざまな外見をこらしてはいるが枢軸国勢力の浸透が急速かつ容易ならぬ進展を示しつつあったからで

ある⁽⁹⁾。ハルは「容易ならぬ」進展として、ラテン・アメリカにおけるドイツの貿易攻勢、ドイツ系航空路の拡張などから、ドイツのラテン・アメリカ向けラジオ放送の拡充、ラテン・アメリカ諸国内のナチス党の活動、ドイツ軍人とラテン・アメリカ軍部との関係の緊密化までを挙げている。筆者が後述するように、この会議以後一九三七年初めから活発化し、やがて初期の経済的意味からはつきりと政治的意味をもつものへと変化することになる状態にたいし、早くもハルは何らかの対策を考えていた。これらの事態について米国政府は「わが南方諸国に駐在する外交官からすでに長期にわたって報告を受けていた」⁽¹⁰⁾のである。特別会議は、第二には、ラテン・アメリカ諸国にたいする枢軸国勢力の影響力拡大に対処するためにも、また、それとラテン・アメリカ諸国の反米的ナシヨナリズムの結合を予防するためにも開催する必要があった。

このように世界情勢とそれに伴うラテン・アメリカの事態への対応策として、米国政府としてはモンテビデオ会議で「新しく生れた米州諸国間の友好関係は強化される必要があった」⁽¹¹⁾のであり、そのためにこそ一九三八年までの二年間を「われわれは敢えて待たなかった」⁽¹²⁾のである。國務次官補ウエルズ、ラテン・アメリカ局長ダガンも会議開催を要請した米国政府の動機を同様に記している。⁽¹³⁾ローズヴェルト書簡にたいするラテン・アメリカ諸国政府からの回答は二月に寄せられ、四月八日に会議のプログラム作成のための委員会がハルを委員長とし、ラテン・アメリカ各国の駐米大使をメンバーとして設置される。七月二二日には最終プログラムが決定され、以後一二月の開催まで各国のプロジェクト作成、接渉が続けられる。この間、米国政府は会議開催の意義を大いに宣伝した。⁽¹⁵⁾ローズヴェルトは会議で演説をするため、公式にラテン・アメリカを訪問する最初の米国大統領となった。彼はブエノ

ス・アイレスに出発する直前の記者会見で、会議で開会演説を行うのかと聞かれ、「私は他の人々とともに単に会議に参加するだけだ。私が会議を開くわけではない」⁽¹⁶⁾と答えているが、会議開催にむけての米政府の主導的役割は明らかであろう。この年の年頭教書で「米州諸国間の善隣政策はもはやたんなる希望でもなく、達成すべく残された目標でもない。それは現在活動しつつある、そして永久につづく成功せる事実なのだ」⁽¹⁷⁾といい表わした自己の善隣政策への自信のうえに、当時の情勢に対応するための新しい政策を打ち出すべく、なるほど開会は議長が告げるとしても、実質的にはローズヴェルトが会議を開くのである。会議は二月一日からに決った。

それでは米国の新しい政策とは何であったか。五月一日に米政府はプログラム委員会に米政府の考える米州平和条約の拡充、中立国と交戦国の権利・義務に関する規則など五項目からなる議案リストを提出する。⁽¹⁸⁾それはラテン・アメリカ諸国政府の考える議案とつき合わせられ、七月二日は平和機構、中立、軍縮、司法的問題、経済問題、文化協力の六項目(二二細目)からなる正式プログラムが決定されたが、⁽¹⁹⁾米政府の示したリストは全てこの中に含まれていた。このプログラムを基礎に各国のプロジェクトが続出する。そして、会議開催までの交渉中に米政府が示したプロジェクトのうち、主要なものは次の二つであった。

第一のプロジェクトは米国側の公表資料中には見出されず、アルゼンチン側の資料から明らかになるものであるが、筆者の入手できた各研究者の書物にはその所在は指摘されていない。それは、前文と本文三条からなる「大陸諸国の連帯のための条約」案で、その骨子は、米州の一国の安全保障、政治的独立、領土的統一に脅威を与える非米州国の行動は、それが直接的なものであれ間接的なものであれ、全米州国にたいする非友好的行為とみなし、締

約国は直ちに協議するというものであった。⁽²⁰⁾ この案はブラジルとの接渉のうちにでてきたものようであり、アルゼンチンは一月に打診を受けている。⁽²¹⁾ やがてアルゼンチンを含む若干の国の激しい反対にあったため、米国代表団は会議には直接提出しなかった。したがって、会議の議事録には米国のプロジェクトとして記載されていない。⁽²²⁾ しかし、のちにふれるように米国とつねに緊密な連絡をとり、会議においても米国を支持するブラジル及び中米諸国がそれぞれこの案と酷似したものを会議に提出するから、実質的に米国政府の意図は会議まで変っていないといえよう。

第二のプロジェクトは、多くのラテン・アメリカ諸国に打診ずみのもので、会議の途中一二月七日にハルによって公表される。これも会議の議事録には正式に記載されていないが、会議において最も重要な役割を果たした主要国代表間の非公式会談における討議の基礎となったものである。⁽²³⁾ 一二条からなる「米州諸国間に現存する条約の調整と拡充のための条約」案の要旨は次のようであった。①、現存する五つの平和条約の精神の尊重とその調整②、米州諸国の共通の利害に影響する全ての事柄についての協議と協力が必要であること③、そのための機関として、米州諸国の外相によって構成される常設委員会を設置すること。委員会はあらゆる種類の紛争を防止するために、または進展しつづめる紛争を解決するために必要なさまざまな手段を検討・調整 (Collaborate) する義務を負っている。④、上記委員会への努力にもかかわらず米州諸国間に武力衝突が発生した時には、まず、上記委員会を通じて中立国としての共通の連帯的態度をとること。このばあいの中立規則は無差別禁輸を原則としたものである。⁽²⁴⁾

米国の研究者の多くは、対立する陣営がファシズム勢力であったということもあって、この会議から大戦中にかけての米国による米州地域システムの強化を「平和」への積極的アプローチとしてのみ捉え、それがラテン・アメリカ諸国にたいしてはたした機能を充分に分析してこなかった。⁽²⁵⁾ このことを考慮したうえで、米国のプロジェクに示される「拡充された」米州システムの性格をやや詳しく検討しよう。もっとも、ハルもウェルズも米国代表として会議に出席おり、代表団への文書にされた訓令はまとまった形で残されておらず、⁽²⁶⁾ さらには、米国案を直接討議の対象としたのはほとんどが非公開会談であり、会議の各委員会の速記録に記載されている米国代表団の発言は演説を除いてきわめて少ない。したがって、米政府の意図のこまかい点は限られた資料の中から推測せざるをえない。

まず、その対外的機能についてはどうか。第一のプロジェクト——米州の一国への脅威となるような非米州国の行動は全米州国にたいする非友好的行為とみなす——を主催国代表として会議の議長をつとめたアルゼンチン外相ラマス (Carlos Saavedra Lamas) は「モンロー・ドクトリンの大陸化——あるいは汎米化 (Continentalización de la Doctrina Monroe)」とよんでいる。⁽²⁷⁾ 米州の一国への脅威となるような非米州国の行動は「米国」にたいする非友好的行為とみなすというのがモンロー・ドクトリンに示される基本原則であって、米国はこの原則のもとに「米大陸防衛」をその安全保障政策の中核として採用してきた。米国案ではその「米国」への非友好的行為が「全米州国」への非友好的行為へと一般化されている。そして、その「米州国・非米州国」を「域内諸国・域外諸国」におきかえてみれば、それはより一般的な共同防衛システムにおいて域内諸国に共通であるべき基本的認識である。すでに一九三三年、ウェルズは大統領選挙に勝利を収め、就任を待つばかりのローズヴェルトにたいし新しい米州関

係についての覚書をおくり、次のようにいつている。モンロー・ドクトリン中の原則は「これまでもつぱら米国自身の権限にのみ基づいて宣言されてきたし、これからもその原則は放棄されないだろう。しかし、それはまた大陸的自衛の基本原則でもあって、米国自身にとってと同様西半球の他の諸国にとつてもきわめて重要なものである。私はこの原則が米州諸国によってそれぞれの国家政策の一部に採用されることを望みたい。私の考えでは、そうしてはじめて、この単なる自衛の原則が西半球諸国の主権と安寧にたいする脅威と化しているという長年の印象を永遠にぬぐいさることができ⁽²⁸⁾」米州防衛という米国の伝統的安全保障政策は放棄できない。しかし、直ぐ後にラテン・アメリカ担当國務次官補としてローズヴェルトの善隣政策をささえることになるウエルズにとつて、新しい米州關係を設立するためにはその原則がラテン・アメリカ諸国から干渉の口実とみられてきたような米国の一方的政策として実行されるのではなくて、米州諸国に共通の政策としてラテン・アメリカ諸国から正式の認知を受けることが望ましかったのである。就任したローズヴェルトはこれを受けて、善隣政策がそのラテン・アメリカ政策を示すきっかけとなった一九三三年四月のパン・アメリカン・デイの演説で、モンロー・ドクトリンにあらわされる大陸的自衛の原則は「汎米的ドクトリン」であると述べることになる。⁽²⁹⁾

一九三三年から一九三六年までの時間の経過は二つの条件を生んでいる。第一に、ハルが回想録に記したように、ラテン・アメリカ諸国はいざしらず、少なくとも米国政府としては国際情勢の危機的進展とそれの米大陸への影響を明確に認識していることである。そして、それはハルが日独伊を名指しで非難しているように当然敵性国、敵性ブロックの認識をふくむものであった。したがって、米国にとって米州防衛は伝統的な安全保障政策の枠内にとど

まるのではなく、そのための具体的方策の検討に着手すべきものであった。第二に、前述したように限定的なものであれとにかく米国側の「譲歩」を礎石の一つとする善隣政策はすでに開始されていた。それ故、米州防衛が米国の干渉とむすびつけられる一方的な政策としてでなく米州諸国に共通の政策として認知されることは、一九三三年当時のウェルズにとっての将来の新しい米州関係のために望ましいのではなく、現在の米州諸国との関係からみても米国政府にとっては必要なのであった。米州防衛の具体的方策の検討は米州諸国による共同防衛を前提としたものでなければならぬのである。⁽³⁰⁾ それ故、ローズヴェルトは、この年の年頭教書で、世界情勢がいよいよ悪化する際には米国だけでなく「米国と他の米州諸国」が「紛糾と攻撃からわれわれを守るに適当な防衛措置」を講ずることができると宣言するし、⁽³¹⁾ ブエノス・アイレスにおもむく途中立寄った南米の大国ブラジルの議会を前にして、「攻撃はそれがどこから来るものであっても平然としておれない」と述べるが、「平然としておれない」のは単に米国政府だけでなく、ブラジルをふくめた全米州諸国を示す「われわれ」だとしたのである。⁽³²⁾

そして、これらもっぱら米国側の条件から必要とした共同防衛システム設置をラテン・アメリカ諸国に納得させるために、米国政府はこの「われわれ」意識にうったえかけた。ローズヴェルトやハルの多くの演説のなかには American Republics, Western Hemisphere なる語がいく度となくくり返されている。たとえばローズヴェルトは一月七日、米州二一か国向けラジオ演説の中で次のようにいう。「今日、平和維持のための米州会議に出席するたぬ米国代表と若干の米州諸国代表がニュー・ヨークからブエノス・アイレスに向けて船出しようとしている。私はこの機会に彼らの門出を祝福するとともに米州二一か国の人々にあいさつの言葉をおくりたい。……われわれが今

日だいているほどの確信をもって開催された米州会議はこれまでに一度もなかった。その確信とは、調和と理解ある友好のうちにわれわれこの大陸上の全諸国が進歩と平和の道を歩むためには一つの共同責任を負っていることを全ての米州国政府とその国民が現に了解し合っていることである。新世界にすむわれわれが幸運なことはもちろんである。われわれはこの幸運な状態をつづけなければならない。出発はすでになされた。今や西半球の諸国は深まりつづける利益共同体のなにかたてなかつたほど強く結び合っている。(傍点筆者)⁽³³⁾ 共同防衛機能、すなわち域外からの脅威への対処を「共同責任」とするためには、その脅威にたいして域内諸国が一致して守るべき共通の利益の存在を認識することが必要である。そのための一つの方法が、この包括的・抽象的な「われわれ」意識、「利益共同体」意識、つまり、あの伝統的な神話である「西半球の観念」への訴えかけなのであった。その中核として、ローズヴェルトやハルは会議の演説において実際には存在すべくもない西半球諸国「共通の」民主主義体制の擁護をうたった。⁽³⁴⁾ 善隣政策による限定的譲歩という米州諸国間協力の基盤づくりと互恵通商政策による経済的關係の強化という実際的政策のうえにたつて、イデオロギーとしての西半球の観念の積極的回復あるいは醸成をはかったのである。米国側から西半球の観念を持ち出すのは歴史上つねに米国が西半球外の脅威に対処するためラテン・アメリカ諸国の協力を、そして、米国への一体化を欲した時であつた。⁽³⁵⁾ 一九三六年のばあいも例外ではない。

また、「共同責任」を認めさせるために米国政府は、米州諸国の平和にたいする西半球外からの脅威が現実存在するといふより、实际的な情況認識を米国と共有することを要求する。一月一日、開会式の特別演説のなかでローズヴェルトはいふ。「太洋のあなたは古い憎悪と新しい狂信が見える。……われわれ米州諸国は互いに平和の

うちに暮すことを決意しよう。同時に、狂気と領土的野望にかられて攻撃をしかけてくるやもしれぬ国にたいしては、西半球が互いの安全と幸福のために協議する用意を充分に整えているのだと気づかせるよう、肩を組み合つて決意しておこう。⁽³⁶⁾」また二月五日、会議における一般方針演説でハルはいう。「西半球は今や厳しい現実に向つておねばならない。われわれの任務を果すためには、ミリタリズム勢力が世界の広汎な地域でいつしか優勢になつており、それにつれて平和勢力がおとろえてきたことを卒直に認識せねばならない。ミリタリズム勢力の影響がやがてわれわれ全てに直接的インパクトを与えるのは避けられないことだ。この明白な事実を無視するとしたら、われわれは常識を欠いているにちがいない。われわれの共通の安全と繁栄のために互いに協議することに失敗すれば、われわれは通常の警戒心を欠いているにちがいない。……米州諸国の代表はこの重大かつ危機的な世界情勢に直面してここに集まっているのだから、単なる言葉だけでは充分でないことを認識せねばならない。」⁽³⁷⁾しかし、次節で述べるように、ラテン・アメリカ諸国は一般的・抽象的な利益共同体の認識と具体的な脅威の認識の双方において、米国の要求にそのまま応じるわけではなかった。

このようにして、米国政府は第一のプロジェクトを用意し、会議ではそれをブラジルと中米諸国の提案に委ね、自らは第二のプロジェクトを提出する。この条約案中には「非米州国」なる語句は明示されていないが、米州諸国の共通の利害に影響する緊急事態が発生した時にはいつでも協議するという文言（第一条）はこれまで述べてきた文脈のうえにたったものであり、単なる米州国間紛争のばあいの協議だけでなく、西半球外からの攻撃の際の協議を含意することは明らかである。⁽³⁸⁾そして、米国政府はその協議の機関として常設の外相委員会を設置することを提

案した(第二条)。外相委員会がいかなる具体的共同防衛措置をとるのかの詳細はふれられていないが、米政府はこの機関にあらゆる種類の紛争の防止・解決のための多様な手段を検討・調整する(第二条)という広汎な、そして共同防衛を主導しようとする米国にとって都合のよい柔軟な権限と責任を与えている。このようにして、米政府のねらいはまず第一に共同防衛という対外的機能をもつ体制の設立であった。

それでは米国の意図する米州システムの対内的機能はどうであろうか。一般に国家間地域システムの対外的機能と対内的機能とは相互補完関係にあり共同防衛システムのばあいにもそれはあてはまる。したがってまず第一に、共同防衛機能が域内諸国にたいしてもつ一般的規制力が指摘されねばならない。まず、米州諸国間の関係を「利益共同体」として認識することの要求は、米州外国と利益共同の関係にあるラテン・アメリカ国が存在するとすれば、その国の対外関係を規制する潜在的・条件となる。さらに、具体的脅威の認識、つまり敵性国、敵性ブロックの認知の要求は、敵性国として指名される米州外の国と友好関係にある、あるいは敵対関係にないラテン・アメリカ国の対外関係を実際に規制するし、外相委員会における「共同責任」履行の要求は決定的にそれを規制する。いいかえれば、米国の共同防衛機能の要求は、ラテン・アメリカ諸国にたいして米州外国との間においては米国とその米州外国との関係と同種の関係にたつことを要求するものである。米州外国との関係に規制を受けたラテン・アメリカ諸国の対外関係は、米州内相互依存関係を基軸としたものとなる。そしてそれは實際上、唯一の強大国である米国への単なる依存へと変質する可能性が強い。従来米国の研究者は共同防衛システムを自国が主導するばあい、そ

それが域内諸国にたいしてもつ一般的な機能を充分意識していないように思われるが、少なくともラテン・アメリカ諸国にとってそのシステムに「加わる」ことは多くのばあい「組入れられる」ことであるのを理解せねばならない。そしてひとたび組入れられれば、そのシステムが認知した敵性ブロックから逆の意味での「認知」を受け、対外政策への規制力は再生産される。

第二の対内的機能は西半球内の紛争への対処、つまり地域内紛争処理である。二番目の米国プロジェクトはその第一条に、アメリカ諸国間の紛争を回避し防止するための条約（一九二三、サンチャゴ）、戦争放棄に関する条約（一九二八、パリ）、汎米調停に関する一般条約（一九二九、ワシントン）、汎米仲裁裁判に関する一般条約（一九二九、ワシントン）、不侵略及び調停に関する条約（一九三三、リオ・デ・ジャネイロ）の五つの既存平和条約をかかげて、その精神を尊重するとともにこれらを調整すべきことをうたっている。そして、第二条によって設置される外相委員会は締約国間の紛争が直接の外交交渉の段階をこえた時には、その事実と締約国が委ねている平和的解決の手続、そこでの処理の段階についての報告を受ける（第三条）とともに、「紛争当事国にその諸条約上の義務を想起させるために協議行動をとりうる」（第四条）。このように、この条約案の第一のねらいは既存の平和条約の活用であった。しかし、これらの条約は一般的な不戦条約であり、調停に関する条約であり、司法的性質の紛争を仲裁裁判に付託せしむる条約であったにすぎず、⁽³⁹⁾ 実際これらによって解決された重要な米州諸国間紛争は一つもなかった。⁽⁴⁰⁾ そこで米国案は、紛争当事国が既存条約による手続によって紛争解決に失敗したのちには外相委員会のいかなる仲介行動も当事国が加入しているそれらの条約と完全に調和するものとみなす（第五条）として、既存の

五条約を超えはじめ、「各締約国の共通の利害に影響する全ての事柄についていつでも協議・協力が必要である」とみなしそのための「効果的・継続的機會を供与する実際的手段」(第一条)として外相委員会を設けこれにあらゆる種類の紛争を防止し終らせるための多様な手段を検討・調整するという広汎な権限を与え義務を負わす(第二条)ことよって、既存の五条約による米州平和システムをはっきりと超える機関たらしめたのである。ローズヴェルトがラテン・アメリカ各国首脳あての書簡のなかで、もっぱら米州内紛争に言及しつつ「諸国間の武力紛争の発生あるいは継続を将来において減少させるべき共同責任」があるといい、またそれを果たすべく「既に作られているこれらの方策につけ加えるべき新しい手段を創設する」⁽⁴¹⁾必要があるといったのは、米州諸国間の紛争に「はっきりした権限で介入する」⁽⁴²⁾全く新しい紛争処理システムの樹立を目的とするものであった。

第三の対内的機能は、米州国間紛争が平和的解決に失敗し武力紛争に移行した時にまず締約国がとるべき「中立国としての『共通かつ連帯的な態度』」に示される。このばあい外相委員会が戦争状態の存否を判断するとともに、その共通かつ連帯的態度の調整にあたる。そして外相委員会が調整にあたる際に準拠する中立規則は交戦国への無差別制裁を原則とするものである。すなわち、経済制裁はその中立国が他の条約上の義務に制限される時を除いて全交戦国に平等に適用されねばならず(第七条)、武器の禁輸、信用供与はそのような条件なしに無差別に適用される(第八、九条)。この中立規則は一九三五年(一九三六年改正)の米国中立法における無差別中立とほとんど同じものであった。⁽⁴³⁾米国政府は自国の中立法の汎米化を要求したのである。

では、このような米州内紛争処理システムと共通の中立政策はラテン・アメリカ諸国にたいしてどのような規制

力をもつと考えられるか。まず中立の問題であるが、無差別中立は米国中立法上の原則であっても、攻撃国と被攻撃国とを区別して扱う国際連盟規約及び一般国際法上の中立国の権利・義務を制限するものであった。ラテン・アメリカ一六か国は国際連盟に加入しているのであるから、たとえそれが米州諸国間紛争の時にのみ適用されるものであってもそれら一六か国の中立国としての権利・義務は規制を受ける。中立法の汎米化——ミーチャムの言葉でいえば「中立共同戦線(Common Neutrality Front)」⁽⁴⁾——の要求は国際連盟及び一般国際法原則の枠組からラテン・アメリカ諸国を分離す効果をもつものであった。

次に米州内紛争処理システムはどうか。主要な紛争をなにごと解決できなかった既存五条約による平和システムを超えて「はっきりした権限で介入する」機構を設置することは、米州における平和維持への積極的方策の一つであるのは当然であろう。しかしそれはまたいくつかの問題を含んでいる。

第一に、米州の平和に関する地域システムを強化することは、米州諸国間の紛争を国際連盟という世界機構において解決するよりも地域内で処理しようとする傾向を示している。このことは米国中立法の汎米化のばあいと同様に、一般的には連盟加入の一六か国にたいする規制力となりうるし、連盟規約二一条の「モンロー主義の如き一定の地域に関する了解」条項にはげしく反発しているアルゼンチン他の諸国にはとくにそうである。ローズヴェルトの会議開催を要請する書簡はチャコ休戦がもたらされた今こそ米州の平和維持について新しい手段を創設する絶好のチャンスだと述べていたが、そのチャコ和平工作において自らワシントンに中立国委員会を組織した米国が、国際連盟と提携しつついわゆるABC P委員会を結成したアルゼンチンとの間に激しいリーダー・シップ争いを演じ、

結局破れさるというかってない苦い経験をしたのは会議開催の非公式接渉中のことであつた。⁽⁴⁵⁾ 後述するように米国代表は多くの機会に国際連盟の機能とは抵触しない旨をいいたてるが、米政府のねらいは世界的機能を補完する地域システムの設立というより、むしろ国際連盟の枠外にたつた米国自らが米州における唯一の強大国として中心的な役割を果す自己完結的な地域システム設立であつたといえよう。このようにして、米国中心の紛争処理システムはラテン・アメリカと国際連盟||ヨーロッパとの間にくさびを打込む効果をもつものであつた。それはまた、イデオロギーとしての「利益共同体」認識の要求及び具体的な対外的機能としての共同防衛システム設立の要求と相互に補充し合つて、米国による米州諸国の政治的一体化の基盤づくりを示すものであるともいえよう。それはハルが特別会議開催を必要とした第二の要因つまりラテン・アメリカにおける枢軸国勢力の浸透に対処するうえからも必要なのである。

第二に、このような政治的一体化の基盤づくりという一般的機能のうえに、より具体的な問題として、「はっきりした権限で介入する」機能と共同干渉との関係がある。一般に集団安全保障体制は共同干渉「システム」に移行しやすい。あるいはうらはらの関係にある。そして唯一の強大国がその体制を主導していれば、共同干渉はしばしばその強大国の干渉と同義語である。ここではこのような一般的な理解にたつたうえで、単独干渉を限定的に放棄しつつ集団安全保障体制をはじめ設置しようとする米国の意図を検討してみよう。

ローズヴェルトが「干渉」についてどのような考えをもっていたかを理解するうえで重要な手がかりとなるのは彼が大統領就任の五年前に発表した論文である。この「Our Foreign Policy」と題する論文でローズヴェルトは民

主党の外交政策全体について論ずるのだが、ラテン・アメリカ諸国との間にも新しい関係を打建てなければならぬといいつつ、次のように書いている。「将来わが兄弟国が不幸に見舞われることがある。無秩序と失政のため、秩序と安定を回復すべく一時的にそれら諸国の国民に救いの手をさしのべることが必要であるかもしれない。しかしその種の事態に単独で干渉することは米国の権利でも義務でもない。むしろ、他の米諸国と連携してその問題についての知的共同研究を試み、もし条件が許すなら、アメリカ諸国 (Americas) の名において援助の手をさし示べることが米国の義務なのである。他国の国内問題にたいする米国の単独干渉は終らねばならない。他国との協力によってわれわれはこの半球により高い秩序をもたらすとともに嫌悪感を低減させることになる。 (傍点筆者)」⁽⁴⁶⁾ ローズヴェルトがラテン・アメリカ諸国との新しい関係樹立のために必要だと考えるのは米国の単独干渉の廃棄であって、それに代わる形態としての共同干渉を提唱しているのである。というは、「援助の手をさしのべる」とはそれまでの米国の干渉政策の中にあつてはほとんどそのまま「干渉」を意味していたから。

また、ウェルズが就任まじかのローズヴェルトに覚書きをおくり、ラテン・アメリカ諸国との関係改善のための「譲歩」として、モンロー・ドクトリン下における米国の一方的政策遂行としての米大陸防衛から共同防衛へ移行すべきことを提言したことについてはすべてにふれた。この覚書でウェルズが示唆したものにはそれだけでなく、米州諸国間の「協議」原則もふくまれていた。それは、米州諸国の平和と安寧に脅威を与える事態が大陸内に生じた時にはいつでも諸国間に協議をもち、そこで「米州諸国は共通の利害に結ばれた国々として、各国に危険を与えるような多くの事柄にたいしどのような政策をとるべきかを決定」というものであった。米国はそのための機構

を設立すべく、つまり「共同責任」が受入れられるべく努力する必要があると主張するのである。⁴⁷⁾これはまさしく米國プロジェクトの原型をなすものであった。そして重要なことは、「協議」システムがアメリカ諸國との間に干渉という問題が重大な争点となっている時期にできたことである。つまり、それは共同防衛のばあいと同じようにウェルズムにとっては、うちたてるべき「相互理解と協力の精神」のうちに、すなわち米國の単独干渉からの「譲歩」の文脈からでてきたものである。實際ウェルズは直ぐ後につづけて、ラテン・アメリカ諸國に在住する米國民の生命の保護のための共同干渉をほめかしている（もちろんこのばあいの単独干渉自体も否定しているわけではないが⁴⁸⁾）。ローズヴェルトの論文のばあいも「共同」干渉の方が「嫌悪感を低減する」のであった。ウェルズとローズヴェルトが善隣政策遂行の中心人物であったことはいうまでもない。善隣政策は少なくともその出発の時点では共同干渉を予定していたといえよう。米國が干渉を欲する事態の発生した時、米國の単独干渉に代えて「共同責任」を遂行する形をとるとというのがその論理であり、そのためにこそ協議システムを必要としたのであった。「共同責任—協議—共同干渉」は米國の単独干渉にくらべて實際上多くの制限を課することになる。米國の「譲歩」とは干渉の全てを放棄することではなく、その「制限」を受入れることを意味していたのである。

それでは共同干渉の概念はこの会議にいたるまでの米國の政策の中でどのように扱われてきたであろうか。結論的にいうと、この概念は善隣政策の論理に組み入れられたまままで実際に展開されたことはほとんどない。一九三三年のモンテビデオ會議が不干渉原則を留保すべきで受入れたことはすでにふれた。この會議におけるラテン・アメリカ諸國の激しい対米攻撃は、米國が実際に行ってきた単独干渉についてであり、共同干渉に直接ふれた討議はな

ったようである。採択された「諸国家の権利・義務に関する協定」の第八条には「いかなる国も他国の国内的国外の問題に干渉する権利をもたない⁽⁴⁹⁾」とあるが、主語は“no state”と単数であって、後の米州機構憲章第一五条にみられるような集団干渉の否認を示す“group of states”が含まれていない⁽⁵⁰⁾。この条文が当然「共同干渉」という形態をも否定しているのだという考え方は、共同干渉の問題に気づいた一部のラテン・アメリカ諸国による一方的了解であったようである⁽⁵¹⁾。ローズヴェルトはモンテビデオ会議閉会直後の一九三八年二月二八日の演説の中で、会議の成果をたたえつつ「今後武力干渉に反対することは米国の確固たる政策である」とするが、つづけて次のようにもいう。「他の国における合法的政府の維持は米国のみに課せられた神聖な義務であるわけではない。この半球における法と秩序ある政府の維持はまずなによりも個々の国の関心事である。その秩序が崩壊してこの大陸の他の国が影響を受けた時のみ、その国の関心事となる。そして強調すべきは、そのような事態にたちいたった時には、われわれ全てが隣人として暮しているこの大陸全体の共通の関心事となることである⁽⁵²⁾。」不干渉原則受入れ後もローズヴェルトは一九二八年の論文で示したのと変らぬ考えを抱いていたことは明らかである。しかし、モンテビデオ会議から一九三六年二月までの不干渉政策実施のなかでこの論理が具体化したのは一度だけである。それも間接的であった。それはチャコ戦争の和平交渉の過程で米国の主導する中立国委員会が、停戦違反国から米州諸国の外交代表を引揚げるとする条項をふくめた即時停戦案を提示した時である。結局これはアルゼンチンの反対で成功しなかった⁽⁵³⁾。カリビア・中米諸国との間に展開した政策の中でてくるのは、いかにして米国の単独干渉を不干渉原則受入れの際になした留保の範囲内にとどめるかという問題、つまり、ラテン・アメリカ諸国の国内政治上

の事柄で米国の利害に重大な影響を与えることのないものには「介入—武力行使」を避けるといふことと、それに関連するカリブ海保護国化政策廃棄であった。こうして「共同干渉」はいまだ善隣政策に内在する「論理」の枠内にとどまっていた。

しかし、一九三六年末には情勢が変っている。この会議にいたる期間は単独干渉からの限定的後退期であると同時に、もう一方では共同防衛のばあいに述べたような条件を生んでいる。米国政府は世界情勢の危機的進展と西半球諸国への影響を把えていた。ラテン・アメリカ諸国への枢軸国勢力の浸透はハルにとって特別会議開催を必要とする第二の要因であった。したがって、米国の意図する「はっきりした権限で介入する」政治システムは、チャコ戦争のような単なる米州間の紛争という事態ではなく、その紛争がラテン・アメリカ諸国の国内政治の不安定性や反米的ナショナリズムを媒介として枢軸国勢力と結びついたり、あるいは枢軸国勢力の浸透を助長する効果をもつにいたること、またはその逆に枢軸国諸国と結びついて紛争が生じること、こういった事態をこそ射程距離に入れていたのは当然であろう。さらに、米州の一国に脅威を与えるような非米州国の行動は「直接的であれ間接的であれ」……という第一のプロジェクト、及び、第二のプロジェクトの「共通の利害に影響する全ての事柄」についての協議・協力という文言（第一条）は国家間紛争のみでなく、枢軸国勢力によるいわゆる間接侵略のばあいをカバーしているとも考えられる。こうして共同防衛機能と大陸内紛争処理機能は一对となっている。

この種の米大陸外の勢力と関連した紛争あるいは間接侵略というばあいを想定すれば、それは米国がそれまでの不干渉政策の実施のなかで対象としてきた事柄とは異なる新しくより重大な事態である。その事態は善隣政策に内

在する「共同責任―協議―共同干渉」の論理を顕在化するものであろう。自国案によって共同干渉システムの樹立を目指したと米国政府関係者が明言した証拠は筆者の知るかぎりではもちろんない。いかなるばあいにも、どのような方法で共同干渉を行うか、あるいは行いうるかを米国政府が具体的かつ詳細に検討したことはおそらくなかったであろう。後にやや詳しくふれるが、ラテン・アメリカにおいて枢軸国勢力の活動が活発化するのはい九三七年以後である。しかし、米州諸国の共通の利害に影響する「全ての事柄」について協議し、「あらゆる種類の紛争」の予防・解決のための「多様な手段」を協議するだけでなく「検討・調整」することができるはつきりとした権限で介入する機構を考えていた米国は、上記した紛争あるいは間接侵略のばあいに共同干渉がありうることを一般的な形ではあれ予定していたであろう。ローズヴェルトやハルがこの会議に向けてくり返し強調する「共同責任」論はラテン・アメリカ諸国にたいする「要請」であると同時に、将来論理を實踐にうつすことがあるとの「決意」の表明でもあったろう。なによりも米国にとって「共同責任」とは米国側の「讓歩」を意味したのであるから。米国案の意図する体制の対内的機能が直ちに「米国」によって共同干渉システムに移行する可能性を多分にもつという点を考慮に入れねばならないのは、集団安全保障体制の一般的性質からのみでなくこのような歴史的条件からでもある。

これまでふれてきたことから、集団安全保障体制の対内的機能が対外的機能を補完し、あるいは生みだしていることは明らかであろう。まず、世界機能の枠外にたつ米国が中心となる共通中立政策及び紛争処理システムはラテ

ン・アメリカ諸国の対米一体化の促進という対内的規制力をもつと同時に、世界の他地域にたいし米州はそれらとは異った地域であるという主張、つまり地域主義という一般的な対外的機能を生み、共同防衛機能を内部から支える。さらに共通の中立政策を米州諸国間の武力紛争の際にのみ適用し、米州外の武力紛争の時には国際連盟規約、一般国際法に準拠するというのは矛盾したものであって、米州政府としては当然共通の中立政策がどちらのばあいにも適用されることを想定していたと思われる。ハルはヨーロッパの戦争から米州諸国を離れさせておくことが会議の主要目的の一つであるといっているし、ローズヴェルトはこの年の年頭教書で、米州諸国は「よく統一の中立」によってヨーロッパ、アジアにおける闘争を無力化できると述べている。⁽⁵⁴⁾この点では明確な対外的機能をもっているといえよう。⁽⁵⁶⁾また、枢軸国勢力と関連した紛争ないし間接侵略に焦点を合わせた紛争処理システムが共同防衛という主要な対外的機能をはっきりと補完するものであることはすでにふれたとおりである。

米国政府が意図する集団保障体制は以上のような対外的・対内的機能——そしてその間の相互補完作用——を備えていた。モンテビデオ会議で一応の政治的「後退」を明示した米国は三年のうちに政治的「前進」の姿勢を明らかにしたわけである。国務省で特別会議開催が検討されはじめたのは一九三五年初めであったから、「前進」を「準備」しはじめるのには一年余の期間しかなかったともいえる。さらに、ローズヴェルト、ウェルズによって「共同防衛」、「共同責任—共同干渉」の論理が善隣政策の中に内在していたことを考えると、政治的「後退」は同時に「前進」によって裏打ちされていたともいえよう。世界情勢の進展によってそれが現実の政策として顕在化し、

ローズヴェルト自身が「かつて試みられたことのないラインに沿った」システムの樹立を希望した如く、全く新しい米州体制の設立が意図されたのである。それは、ウィルソン大統領が第一次大戦後非公式に紛争処理システムを考へ結局立消えになって以来五つの平和条約によって支えられてきたシステムに質的転換をもたらすものであった。二〇世紀初頭以来の汎米主義は、米国はそれが自国の政策にたいする規制となるのを嫌い、ラテン・アメリカ諸国はそれが米国による支配の用具となるのをそれた結果、きわめて不活性なものだった。実際、パン・アメリカン・ユニオンは政治的役割を禁じられており、ワシントンにある壮麗な本部は「通商情報の交換所、よりきびくえば、郵便箱と料金集め」⁽⁵⁸⁾の機能をはたすにすぎなかった。米国政府の意図は、西半球の観念をよびおこすともにはつきりした権限で介入する機構を中核に据えて、若干の通商上の問題と法律上の問題とを扱うにすぎなかった。インター・アメリカン・システムを「自動的に機能する連盟 (alanzas automaticas)」⁽⁵⁹⁾に変えようとするものであった。O・E・スミスはそれを「米州戦線 (All American Front)」の構築とよび、D・M・ドーターは「米州枢軸」(American Axis)の建設とよび、⁽⁶⁰⁾

しかし、その内容をいい表わすにはこれらの言葉では不十分であろう。「自動的に機能する連盟」であれ、「米州戦線」であれ、「米州枢軸」であれ、それらが世界機構の枠外にたち米州唯一の強大国である米国によって主導されるものであることが明確にされねばならない。共同防衛機能と共同干渉をも予定した米州内紛争処理システムをその中心にそなえた体制は、これまで米国から比較的独立した立場を保ってきた南部南米諸国をふくむラテン・アメリカ全諸国を一体として、政治的側面で、ヨーロッパから引離し米国の側に引寄せようとするものであった。ロ

ーズヴェルトはブラジルの議会を前に「どの国家も一国だけでやっていくことはできない。われわれはすでに独立の栄光は学んできた。この際わが諸国は相互依存の栄光を学ぼうではないか」とうったえる。のちにふれるが、米国はその世界政策を孤立主義の制約のもとに展開している時期にあって、まず最初に米州地域にたいして確固たる政策を示したのである。米国は政治的ブロック、それともかなり強固なものの建設にのりだしたといえよう。もともと、個々のラテン・アメリカ諸国との関係において米国の集団安全保障政策が有意な展開をみせはじめるのはしばらくの時間的経過、したがって情勢の進展を必要としたから、より正確には政治的ブロックの枠組みを組み上げる作業に着手したといふべきかもしれない。⁽⁶²⁾

最後に次の点を補足しておきたい。米国は第二次大戦前から大戦中の情勢に対応して、ラテン・アメリカ諸国の協力を得ようと「互恵」あるいは「善隣」よりも更に積極的且つ集団的な意味をこめて自ら「米州連帯政策」とよぶ⁽⁶³⁾ラテン・アメリカ政策を展開するが、この米州連帯政策の中心をなすのが集団安全保障体制の設立・拡充であった。この政治的ブロック化の側面は、序言でも示唆したように、米州連帯政策の他の二つの側面、すなわち、互恵通商政策でもってラテン・アメリカ諸国をめぐる激烈な経済競争に対応するという形ですでに出発しており、この会議においても二つの経済プロジェクトを提出し、⁽⁶⁴⁾のちに戦時経済体制下にラテン・アメリカ諸国を組み入れてゆくという経済的ブロック化の側面と、やはりこの会議で提示し、⁽⁶⁵⁾リマ会議以後さらに活発化するラテン・アメリカ諸国との文化的一体化を図ろうとする政策、この二つの側面と互いに補完し合っているのである。すでに二度引用したウェルズのローズヴェルト宛て覚書は米大陸共同防衛、協議システムと並べてラテン・アメリカ諸国にたいす

る新しい通商政策を提言することによって、このことを示している。一九三三年当時、不況から回復するためのニュー・フロンティアであったラテン・アメリカ諸国への新しい通商政策は開始されようとしていた。米大陸共同防衛、協議システムは「讓歩」の形態として善隣政策に内包されていた。三年余の期間ののち、前者は経済的ブロック化としてすでに進展しつつあり、後者は政治的ブロック化としてここに開始された。政治的ブロック化が経済的ブロック化を一層進展させるための基盤を提供することは明らかであろう。すなわち、それによって未だ決着⁽⁶⁶⁾していないラテン・アメリカをめぐるヨーロッパ諸国との経済競争を有利に進めうる。

それではラテン・アメリカ諸国は米国案にたいしていかなる反応を示したか。ウェルズ、フェンヴィックなどの米国代表が⁽⁶⁷⁾如く会議における意見の相違は手続をめぐるもので目標は一致していたのであろうか。これまで述べてきた集団安全保障体制の対外的機能の中に示される米国政府の意図を「リージョナリズム」とよび、その対内的機能の中に示される意図を「大国の論理」とよんで、次に、この二つにたいするラテン・アメリカ諸国の反応について会議を中心とする資料のなから若干の一般化を行ってみよう。

- (1) Duggan, L., *The Americas: the Search for Hemisphere Solidarity* (Holt, 1949), p. 63
- (2) Hull, C., *The Memoirs of Cordell Hull*, 2. vols. (Macmillan, 1948), p. 493
- (3) FR, 1935, vol IV, pp. 1 ff.
- (4) Secretary of State to Ambassador in Peru, Aug. 12, 1935, and Ambassador in Argentina to Secretary of State, Aug.

- 3, 1935, *ibid.*, pp. 4-5, 111-113.
- (5) FDR paps., vol. V, 1936, pp. 72-73
- (9) Hull, *Memoirs*, p. 493
- (7) *ibid.*
- (8) FDR paps., vol. V, 1936, p. 74.
- (6) Hull, *Memoirs*, p. 495
- (10) *ibid.*
- (11) (21) *ibid.*, p. 493.
- (31) Welles, S., *The Time for Decision* (Harpers, 1944), p. 204, Duggan, *op. cit.*, pp. 41-72
- (41) Royal Institute of International Affairs, *Documents on International Affairs, 1936* (Royal Institute, 1937), pp. 549-558.
- (15) 米州新聞ローヌス・マネルの八月四日の演説「十一月七日の米州新聞何トモシキ演説」° FDR paps., vol. 5, 1936, pp. 285-292, 583-584.
- (16) Complete Presidential Press Conferences of F. D. Roosevelt, vol. VIII, 1936 (Da Capo, 1972), pp. 147-148
- (71) FDR paps., vol. V, 1936, p. 9
- (81) List of Subjects Transmitted to the Subcommittee, May 1, 1936, FR, 1936, vol. V, p. 17.
- (91) Inter-American Conference for the Maintenance of Peace, *Proceedings: Sterographic Reports* (Buenos Aires, Imprenta del Congreso Nacional, 1937), p. 5 (211-11 Proceedings ヲ讀ム)
- (20) 桑切ス・サタタラ Expresidente de la Delegación de la Republic Argentina, Lamas, C. S., *La Conferencia Interamericana de Consolidación de la Paz* (Buenos Aires, n. p., 1938), págs. 113-115 (211-11 Delegación Argentina ヲ讀ム)° 又ノ演説ヲ

形式的にはアルゼンチン首席代表として会議に出席した外相C.ラ・ラマスの私的文書として出版されたが、この会議に関する政府文書、条約案、討議のまようをふくんだ膨大なもので、ラマスの反米的姿勢を理解しておけば、アルゼンチン側の公的文書とみなして良いと思われる。

- (21) Ambassador in Brazil to Secretary of State, Apr. 6, 1936, FR, 1936, vol. V, p. 14.; Delegación Argentina, ob. cit., págs. 102, 225
- (22) Proceedings, pp. 192-249.
- (23) *ibid.*, pp. 192-244, 256, 273-277.; Delegación Argentina, ob. cit., pág. 136. 米国代表団の一員として参加した国際法学者フェンヴィックは帰国後発表した論文の中で、米国代表団はこのプロシエントを会議事務局が正式に提出したと述べている。それがいかなる理由で議事録に記載されなかったのかは正確には分らない。Fenwick, C. G., "The Inter-American Conference for the Maintenance of Peace," *The American Journal of International Law*, April, 1937, pp. 211-212.
- (24) 条約案の全文は Royal Institute, Documents, 1936, pp. 577-583. Delegación Argentina, ob. cit. やその他多量の条約文その他が複数の資料中にあつてはあつては入手しやうと思われ、資料の方を挙げて置く。
- (25) たゞきは、米国の対ラテン・アメリカ政策の古典的著作である Bemis, S. F., *The Latin American Policy of the United States: An Historical Interpretation* (Harcourt, 1943), Ch. XVII, XXI, XXII, 米州安全集団保障体制に関する代表的通史である Mecham, J. L., *The United States and Inter-American Security, 1889-1960* (U. of Texas p., 1962), pp. 122-245
- (26) たゞきは一九三三年、一九三八年の会議など、Instruction to Delegates によつて残つてゐる。FR, 1933, vol. IV, pp. 43-155, 1938, vol. V, pp. 53-79
- (27) Delegación Argentina, ob. cit., pág. 113
- (28) Draft by S. Welles of a Statement on Pan-American Policy, Feb. 21, 1933, Nixon, E. B., ed., F. D. Roosevelt

and Foreign Affairs vol. I (Harvard U. P., 1969), p. 18 (上記資料集はFDR&FAと略す)

(29) FDR paps., vol. II, 1933, p. 131

(30) この点をほゞきりと指摘する研究者は少ないが、ラミンネス・ネロチェフは「米国はその譲歩を國務省が採用した」と熱烈に望み、その防衛上の措置とを結合させた」と書いている。Ramirez Neococha, H., *Los Estados Unidos y America Latina, 1930-1965*, (Chile, Editora Austral, 1965), pag. 54。また、エドウィン・トリス・トリス・トリスは「米国の政策は、その双務化はできない」として、その防衛上の措置とを結合させた」と書いている。Travis, M. B., Jr., *The Evolution of the Inter-American Peace Structure* (U. of Chicago, Ph. D. Dissertation, 1948), pp. 356-357

(31) FDR paps., vol. V, 1936, p. 12

(32) *ibid.*, p. 600

(33) *ibid.*, p. 583

(34) 注(36)(37)を見よ。

(35) 西半球の觀念をめぐっては前記別稿『及び Whitaker, A. P., *The Western Hemisphere Idea: Its Rise and Decline* (Cornell U. P., 1965) を参照。

(36) 1936, FDR paps., vol. V, 1936, pp. 605-606

(37) Royal Institute, Documents, 1936, pp. 568-569

(38) 前述したように米国の第一のプロジェクトの存在を明示している研究者はないが、多くは第二のプロジェクトに程度の差はあれ米国の共同防衛体制設立の意図をみている。したがって米国のこの点での意図をモンロー・ドクトリンの汎米化とよぶ研究者は多い。もっともミーチャムのように米国はモンロー・ドクトリンを汎米化する意図はなかったという論者もいる。(Mecham, op. cit., pp. 129-130)。しかし、モンロー・ドクトリンの汎米化か否かを米国側に焦点をあてて論ずることとは大して意味がない。ミーチャムのようにモンロー・ドクトリンは本質的に米国の政策であり、その双務化はできないと

いう考え方、つまり、米大陸防衛は最終的には米国が一方的にでも行うという点に着目すれば、たしかにモンロー・ドクトリンそれ自体を汎米化する意図はないともいえる。米国が最終的には自国だけでそれを行うという基本的態度には変りはないけれども、そのような事態にいたる前段階の措置として善隣政策の枠内での共同防衛体制を求めたことが重要なのである。

- (39) 五つの既存条約は次をみよ。戦争放棄に関する条約は、田畑・高林編、国際条約・資料集(有信堂、昭和三六年)。他の四つは、外務省条約局編、汎米条約集(昭和一七年)
- (40) Travis, op. cit., p. 421
- (41) FDR paps., vol. V, 1936, pp. 72-73
- (42) Paz, A. C. y Ferrari, G., *Politica Exterior Argentina, 1930-1962* (Argentina, Editorial Huemul, 1964), pág. 52
- (43) 米国中立法は Bartlett, R. J., ed., *The Record of American Diplomacy: Documents and Readings in the History of American Foreign Relations* (Knopf, 1954), pp. 572-574 をみよ。
- (44) Mehan, op. cit., p. 122
- (45) ワシントン中立委員会のメンバーは、米国、コロンビア、キューバ、メキシコ、ウルグアイ。ABC P 委員会はチャコ戦争の当事国であるボリビア、パラグアイに隣接するアルゼンチン、ブラジル、チリ、ペルーの四か国からなる。チャコ戦争におけるアルゼンチンの態度は Paz y Ferrari, ob. cit., págs. 39-45 を参照。
- (46) Roosevelt, F. D., "Our Foreign Policy," *Foreign Affairs*, July 1928, pp. 584-585. 共同干渉と干渉のローズヴェルトの考え方を示す資料は少なからぬ。この論文は簡単にみれる論者は多し。たとえば Cornell-Smith, G., *The Inter-American System* (Oxford U. P., 1966), p. 80, Bemis, op. cit., pp. 257, 277 日本では安藤、前掲論文、中屋健一「干渉と不干渉の史的概観」ミテレン・アメリカ研究「第七号(ラテン・アメリカ協会、昭和四一年)」がある。
- (47) Draft by S. Welles, FDR&FA, p. 18

- (47) *ibid.*, p. 19 番号 Welles, *op. cit.*, p. 191 番号。
- (48) 一の注(4)をみよ。
- (49) OAS憲章はラテン・アメリカ事典(ラテン・アメリカ協会、一九六八)頁一〇二三—一〇二四。もっともOAS憲章も他の条文によって共同干渉のありうる規定が想定されてゐる。中屋、前掲論文、頁一九一—二〇を参照。
- (50) Travis, *op. cit.*, pp. 409-410
- (51) FDR paps., vol. II, 1933, pp. 545-546, Paz y Ferrari, *ob. cit.*, págs. 41-42
- (52) Meacham, *op. cit.*, pp. 155-156
- (53) Hull, *Memoirs*, p. 501
- (54) FDR paps., vol. V, 1936, p. 12
- (55) 無差別中立の汎米化は、米国と同じ物を生産するラテン・アメリカ国に米国の市場を奪われたくないとの経済的意図が、たゞの形勢をなぞる。Royal Institute, *Survey of International Affairs*, 1936 (1937), p. 811
- (56) FDR paps., vol. V, 1936, p. 583
- (57) Slater, J., *The OAS and United States Foreign Policy* (Ohio State U. P., 1967), p. 21
- (58) Amadeo, M., *Por Una Convivencia Internacional: Bases para una Comunidad Hispanica de Naciones* (Madrid, Ediciones Cultura Hispanica, 1956), pág. 122
- (59) Smith, O. E. Jr., *Argentina and the Program of Hemispheric Solidarity* (Chicago U., Ph. D. Doctoral Dissertation, 1950), p. 93; *Dozer Are We good Neighbor?*, p. 40
- (60) FDR paps., vol. V, 1936, p. 601
- (61) 政治的ノロミックと云ふ言葉は Ramirez Necochea, *ob. cit.*, pág. 54 が使用してゐる。

- (63) たぐえは米国外交文書集の米州関係の資料は一九三八年頃から Solidarity の項に分類されるものが急増している。
- (49) Project of Resolution on Excessive Barriers to Trade, Project of Resolution on Equality Treatment in International Trade, Proceedings, pp. 514-515
- (59) Project of Convention for the Promotion of Cultural Relations, *ibid.*, pp. 624-625
- (99) Gardner, *op. cit.*, p. 60
- (79) Waller, S., "The New Era in Pan American Relations," *Foreign Affairs*, April 1937, p. 452; Fenwick, *op. cit.*, p. 202.